

所 属 所 長 様

一般財団法人福島県教職員互助会理事長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染による入院療養見舞金について (通知)

入院療養見舞金は、治療のため医療機関に入院をした場合に給付するものですが、医療資源確保のため本来入院すべきものについて、特例的に宿泊療養施設や自宅において療養することを指示された場合については、医療機関に入院したものと同等に取り扱うことといたします。

つきましては、下記に御留意のうえ、該当される会員にあつては、所定の請求書に証明書等を添付し、所属所を経由して提出をお願いいたします。

なお、医療機関に入院して療養を受けた場合につきましては、レセプトに基づき自動給付いたしますので請求は不要です。

記

- 1 入院療養見舞金の対象となる療養について
感染症法に基づき宿泊療養施設や自宅で療養することを保健所等から指示されたものであること。濃厚接触者等に該当した場合の自宅待機は該当しません。
- 2 入院療養見舞金の対象となる期間について
 - (1) 療養期間の始期と終期が証明書等により明確な場合は当該療養期間
 - (2) (1) 以外の場合は実際の療養期間
ただし、陽性と診断された日 (見なし陽性を含む) から療養終了日までの期間が厚生労働省の療養解除基準に準じた期間を超える場合は当該期間を上限とします。
- 3 請求書に添付する書類について
 - (1) 上記 2 (1) の場合は次の書類
保健所の発行する療養証明書の写
 - (2) 上記 2 (2) の場合は次のア及びイの書類
ア MyHER-SYS で表示される療養証明書の画面コピー (MyHER-SYS が利用できない場合は保健所の発行する療養証明書の写)
イ 新型コロナウイルス感染に伴う宿泊・自宅療養申告書 (別紙)
- 4 その他
 - (1) MyHER-SYS 以外の療養証明書の発行に関しては、お住まいの住所地を管轄する保健所にお問合せください。
 - (2) 療養終了の日から 3 年を経過すると時効により請求権が消滅しますので、早めに請求をしてください。